

あいさつ

近江八幡市・安土町合併協議会

会長 富士谷 英正

多数の皆様方のご列席のもと、合併調印式を迎えることができましたことに對しまして、心から厚く御礼申し上げます。

近江八幡市と安土町においては、それぞれ合併の必要性が幾度となく検討され、今日まで歳月が流れてきたところではございますが、今回の両市町の合併に對しましては、何としても、新法の期限内での合併を目指すという、関係者の皆様方の共通理解はもとより、確固たる信念による様々な取り組みにより、本日このように、めでたく調印式を迎えることができましたことは、感無量の思いでございます。

私たちのまちには、長い年月をかけ、両市町が培ってきたそれぞれの歴史や文化があります。また、それぞれの地域への想い、地域の事情を抱える中、互譲の精神でお互いを尊重し合い、将来にわたる住民の皆様方へのサービスの維持・向上という共通理念のもと、合併協議を整えることができたことは、両市町の協議会委員の皆様をはじめ、議会の皆様方、また、関係職員のお互いの深い信頼関係と努力があったからこそだと、思いを致している次第であります。

本日このように調印を交わしましたことは、お互い合併するという意思を、公の場で確認するという意味



▲近江八幡市・安土町合併協定調印式

もさることながら、今日を一つの節目として、両市町の住民がお互いに手を携え、不動の心を持って、新しいまちづくりに共に力を合わせていくのではないかとこの日を誓い合うという意味も含まれていると思っております。

五十年に一度といわれる市町合併の調印式という、記念すべき日にあたり、合併は終着点ではなく、あくまでも新しいまちづくりのスタートであるということに、思いを新たにしております。

来年3月21日の新市発足に向けて、今日までのそれぞれの誇りうるまちづくりを踏まえ、また地域の宝にさらに磨きをかけ、新市としての一体性の確保と融和に努めながら、夢のある新しい市を立ち上げ、「合併して本当によかった」と実感していただけのように、たゆまぬ努力を重ねてまいる所存でございます。

あいさつ

近江八幡市・安土町合併協議会

副会長 津村 孝司

本日、ご参席賜りました皆様方とともに、合併協定調印式を迎えられましたことは、このうえない喜びでございます。

合併協議会を設置以降、本日まで集中的に、非常に密度の濃い協議を重ねて参りました。委員の皆様方のご労苦、真摯な取り組みに對し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、関係者の皆様方には、合併協議に際し、格別のご指導とご鞭撻を賜り、心から御礼申し上げます。

思い返しますと、ここまでの道のりは決して平坦なものではございませんでした。しかしながら、希望あるまちづくりを実現する、この強い決意のもと、様々な考え方や過去の経緯を乗り越え、本日、この日を迎えることができました。

これもひとえに富士谷近江八幡市長様をはじめ、近江八幡市の皆様方の深いご理解の賜物と厚く御礼を申し上げます。また、何よりも安土町の皆様には、地域住民の幸せを第一に思い、ともに夢の実現に向けた計画をつくりあげていただき、本当にありがとうございます。

近江八幡市と安土町は、これまで独自の歴史と文化をそれぞれの風土で培い、先輩方の英知とご苦労、そして、住民の皆様方のたゆまぬ、ご努力とご尽力により、それぞれが個性あるまちづくりに取り組んで参りました。この個性ある両市町が合併により、一つになることで、全国に誇れるような新たなまちづくりの可

能性が高まります。

地方分権時代に入り、地方自治体の責任は益々重いものとなっております。今後とも続くであろう厳しい財政状況、本格的な少子高齢化時代の到来、このような舵取りが大変難しい情勢の中、地方自治体は、住民サービスを将来に亘って安定的に実施していかなければなりません。このことがしっかりと実現できる体制づくり、さらに、人と地域の特性を大切に、住民と行政の顔が互いに見えるまちづくりが今回の合併により実現できることを大変嬉しく思っております。

新市基本計画のテーマであります「自然の恵み、歴史と文化に根づく「生業」が広がり、起業する活力とすべての人々が支えあえる、ぬくもりあふれたまち」、これを確かなものにするため、新市においてお互いがそれぞれの思いを尊重しながら、理解し合い、ともに協力できる土壌づくりに取り組まなければなりません。その土壌の上に、次代に引き継ぐべき一体性のあるより良いまちを築いていくことが私たちに課せられた責務であろうと考えております。

終わりになりましたが、本日のこの日からが新市誕生に向けた助走期間となります。来年3月21日に新市として力強いスタートが切れますように、関係各位の今後一層のご指導とご協力を心からお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

第5回 近江八幡市・安土町 合併協議会開催

報告事項

新市基本計画策定小委員会から、これまでに開催された小委員会の経過報告がされました。

【報告第15号】
「新市基本計画策定小委員会」
報告について

協議事項

健康福祉関係事業の取扱いや選挙の取扱いなどについて協議し、協議第30号から第34号、第36号、第37号の協議事項が承認されました。



▲第5回近江八幡市・安土町合併協議会

【協議第25-1号】

新市基本計画（案）について
※詳細については、ホームページ・下記の情報公開閲覧コーナーにて閲覧ください。

【協議第30号】
健康福祉関係事業の取扱いについて

1. 高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び第1号被保険者の介護保険料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、第5期（平成24年度から26年度）事業計画策定時に統合する。
2. 国・県が定める制度で両市町が実施している施策・事業は現行のとおり新市に引き継ぐこととし、実施形態が異なるものについては国・県の動向を踏まえ合併時までに調整する。
3. 市町が独自に実施している制度・事業については、可能な限り合併時までに調整する。
4. 保育所施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保育料については合併時までに近江八幡市の例を参考に調整する。
5. 児童福祉施策については、新市において調整することとする。ただし、少子対策事業については合併時までに調整する。
6. 生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において実施

5月31日（日）に「第5回近江八幡市・安土町合併協議会」がホテルニューオウミで開催されました。
合併協議会日より第5号では、第5回合併協議会で協議された「新市基本計画（案）」について「や」健康福祉関係事業の取扱い」などの項目について、お知らせします。

する。

7. 福祉バス、福祉自動車については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
8. 民生委員児童委員、主任児童委員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
9. 国民健康保険料（税）については、平成22年度から保険料に統一し、賦課方式及び保険料率については、国民健康保険法付則第23条の規定に基づき、現行の市町における料（税）率による不均一賦課を行うこととし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度以内に調整する。
10. 国民健康保険運営協議会等については、合併時までに調整し、新市において新たに設置する。
11. 母子自立支援、低所得家庭対策、母子保健事業、成人保健事業、予防接種・結核予防事業、国民健康保険給付事業等については、合併時までに調整する。
12. 後期高齢者医療制度については、現行のとおりとする。
13. 保健センターについては、近江八幡市市民保健センターを拠点に保健事業を行うものとし、安土町保健センターについては、センター機能は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市においてトータルサポートセンター構想を視野に入れなが

ら、総合的な活用ができる施設として調整する。

【協議第31号】

各種事務事業の取扱いについて

今後調整することとなる各種事務事業の取扱いについては、これまでの取り組み経緯等を勘案しながら、必要に応じて関係者等の意見も踏まえ、調整を図るものとする。

【協議第32号】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

1. 議会の議員については、市町村の合併の特例等に関する法律第9条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、平成23年4月29日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
2. 在任特例適用後の新市の議会の議員の定数は、24人とする。
3. 新市の議会の議員の選挙については、選挙区を設けない。

【協議第33号】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

任期の取扱いについて

1. 新市に1つの農業委員会を設置することとし、合併の日の前日において、合併関係市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定（在任特例）を適用し、平成23年3月20日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
 2. 新市の農業委員会の選挙による委員の在任特例適用後の定数は、新市の最初の選挙までに調整する。
- 【協議第34号】
選挙の取扱いについて
1. 投票所については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
 2. 期日前・不在者投票所については、合併時までに調整する。
 3. 開票所については、1か所とする。
- 【協議第36号】
地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて
1. 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第23条の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。
- なお、同法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項については、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（案）」によるものとする。
2. 地方自治法第202条の4の規定に基づく地域自治区、合併新法第22条の規定に基づく地域審議会及

- び同法第26条の規定に基づく合併特例区については、設置しない。
- 【協議第37号】
町名、字名の取扱いについて
1. 近江八幡市における「町」及び「丁目」、安土町における「大字」の区域は、現行のとおりとする。
 2. 近江八幡市の区域における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
 3. 安土町の区域の住居表示について、「大字名」は、原則として「大字」を削除し、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第25条の規定により、現行の大字名の前に地域自治区の名称「安土町」を冠する。
 4. 安土町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名、字名の取扱いについては、字名の前に「安土町」を付する。
 5. 近江八幡市中大町・慈恩寺町上・中・元と、安土町大字大・中・慈恩寺については、区分できるよう合併時までに調整するものとする。
- 【協議第38号】
近江八幡市・安土町合併協議会
会計補正予算（第1号）について
- 運営費のうち、会議費については会議の実施状況等から所要経費を増額し、事務費については所要経費の精査を行い、当該区分で増額・減額を行うこととする。
- 提案・協議事項

合併協議会の情報はこちらからどうぞ

- 合併協議会の「会議録」と「会議資料」は、どなたでも閲覧することができます。閲覧を希望される方は下記の間所またはホームページでご覧ください。
- 近江八幡市役所 西別館 1階
情報公開コーナー
- 安土町役場 総務課
- 合併協議会事務局 近江八幡市役所
西別館 2階

今後の予定

平成22年3月21日に新市としてスタートできるよう、今後、両市町の議会において合併協議案が審議され、その後、滋賀県知事への申請、総務大臣の告示の予定となります。

今後の状況等につきましては、住民の皆様には、ホームページ等でご報告します。

合併協議会のホームページ開設しています！

合併協議会のホームページを開設しました。ホームページでは、協議会で協議される内容や、過去の会議録、協議会の開催状況など、最新の情報をご覧ください。



ホームページへは、近江八幡市と安土町のホームページからもリンクしています。ぜひ一度ご覧ください。

●ホームページアドレス

<http://www.town.azuchi.shiga.jp/oagappei/index.html>



近江八幡市・安土町 合併協議会だより

平成21年(2009)年9月1日

第6号

発行 近江八幡市・安土町合併協議会

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236 近江八幡市役所 西別館2階
TEL:0748-36-5570 (または0748-36-5512) FAX:0748-36-5810

平成22年3月21日 新『近江八幡市』誕生!!

平成 21 (2009) 年 7 月 31 日 (金)、佐藤 勉 総務大臣より近江八幡市と安土町の廃置分合 (合併) の告示が行われ、官報に登載されました。これにより、近江八幡市と安土町との地方自治法に基づいた合併に関する手続きが完了し、平成 22 (2010) 年 3 月 21 日 (日) に新『近江八幡市』の誕生が確定しました。

現在、庁内に設置されています各検討部会において、両市町間の事務調整を図り、新市へスムーズに移行できるよう合併に向けた準備作業を進めています。

また、この告示を受けまして、近江八幡市役所および安土町役場の各庁舎において合併を広くお知らせするために新市誕生を表す懸垂幕および横断幕を設置しました。

○総務省告示第四百五号

市町の廃置分合

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七条第一項の規定により、近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもって近江八幡市を設置する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣 佐藤 勉

平成 21 (2009) 年 7 月 31 日官報より抜粋



▲近江八幡市役所懸垂幕



▲安土町役場横断幕

お 知 ら せ

① 新市発足に伴う住所表示の変更について

平成22年3月21日以降の新「近江八幡市」の町・字名の表示については以下のとおりとなります。

なお、町、字の区域および住所の番地、郵便番号、電話番号は変更ありませんが、国や県の許認可や登録または発行を受けているものについては、住所表示の変更により合併後に手続きが必要となる場合があります。合併に伴う住所変更などの手続き・取り扱いについては、協議会だよりや今後発行予定のくらしのガイドブックにてお知らせいたします。

○(現)近江八幡市 ⇒ 現行と変更はありません。

【例】(現在の住所表示) 近江八幡市桜宮町236



(合併後の住所表示) 近江八幡市桜宮町236

○(現)安土町 ⇒ 変更があります。

「蒲生郡」が「近江八幡市」に変更になります。

「安土町大字〇〇」から「大字」を削除し、「安土町〇〇」となります。

【例】(現在の住所表示) 蒲生郡安土町大字小中1番地8



(合併後の住所表示) 近江八幡市安土町小中1番地8

◆◆◆ 住所表示の変更による手続きの事例について ◆◆◆

Q. 自動車運転免許証の住所変更は？

⇒ 合併時に運転免許証の本籍・住所の変更の手続きは必要ありません。
合併後初めての更新の際に、住所等の変更が自動的に行われます。

Q. パスポートの住所変更は？

⇒ 合併時にパスポートの住所の変更の手続きは必要ありません。
パスポートの最終ページの「所持人記入欄」の現住所等はご自分で訂正していただいて結構です。
ただし、他のページ等へ書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 滋賀県パスポートセンター Tel(077)527-3323

② 両市町の図書館が利用できるようになります。

平成22年3月21日の合併にさきかけて、平成21年10月23日(金)より、現在の近江八幡市立図書館および安土町立図書館において共同利用ができるようになります。安土町にお住まいの方が近江八幡市立図書館を利用でき、近江八幡市にお住まいの方が安土町立図書館を利用することで、図書館ニーズを高め、利便性の向上を図ります。

Q. いつから？

⇒ **平成21年10月23日(金)** 10:00より利用することができます。

Q. 初めて借りるときは？

⇒ 館外利用登録書に必要事項を記入して、窓口へ出していただくとそれぞれの『図書館利用カード』を発行します。
なお、中学生以上の方は名前や住所を証明するもの(学生証、免許証など)を持参してください。

○その他、詳しいことについては、今後、両市町の広報やホームページで掲載いたします。

【お問い合わせ先】 近江八幡市立図書館 Tel(0748)32-4090
安土町立図書館 Tel(0748)46-6479

合併協議会のホームページ開設しています！

合併協議会のホームページを開設しました。ホームページでは、協議会で協議される内容や、過去の会議録、協議会の開催状況など、最新の情報をご覧いただけます。



ホームページへは、近江八幡市と安土町のホームページからもリンクしています。ぜひ一度ご覧ください。

●ホームページアドレス
<http://www.town.azuchi.shiga.jp/oagappei/index.html>

近江八幡市・安土町 合併協議会だより

平成21(2009)年11月20日

第7号

発行 近江八幡市・安土町合併協議会

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236 近江八幡市役所 西別館2階
TEL:0748-36-5570 (または0748-36-5512) FAX:0748-36-5810

第6回近江八幡市・安土町合併協議会開催

10月19日(月)に「第6回近江八幡市・安土町合併協議会」が近江八幡市立看護専門学校講堂で開催されました。

今回の協議会では、「合併協議会会計補正予算について」の協議、「第5回合併協議会以後の経過について」、「合併協定書協定項目に関する調整状況」等の報告がされました。



▲第6回近江八幡市・安土町合併協議会

平成22年
3月21日
新市誕生
まであと

120日

11月21日現在

報告事項

合併協議会委員の変更、第5回合併協議会以後の経過等について、事務局から報告しました。

【報告第16号】

近江八幡市・安土町合併協議会委員の変更について

近江八幡市・安土町合併協議会規約第7条に定める副会長および同規約第8条第1項に定める委員については、津村孝司氏を大林宏氏に変更する。

【報告第17号】

滋賀県知事の処分決定及び

総務省告示について

滋賀県知事の処分決定

平成21年7月16日滋賀県指令自振第21号

総務大臣告示

平成21年7月31日総務省告示第405号

【報告第18号】

第5回合併協議会以後の経過について

会議の開催が1回、分科会開催が231回、両市町職員を対象とした研修会を1回開催した。

【報告第19号】

合併までの広報活動について
平成22年3月21日の新「近江八幡市」誕生を広く啓発するとともに、地域内外に新市誕生をアピールするため、次のような広報活動を行う。

懸垂幕・横断幕やカウンタダウンボードの設置、くらしのガイドブックの発行等

【報告第20号】

近江八幡市・安土町合併協議会

会計予算の流用について

合併を周知するための懸垂幕、横断幕を作成するため、(款)事業費(項)事業推進費(目)事業推進費において、委託料から備品購入費へ74,000円流用した。

【報告第21号】

地方税、使用料、手数料等の

取扱いについて

【報告第22号】

町名、字名の取扱いについて

【報告第23号】

一部事務組合等の取扱いについて

【報告第24号】

公共的団体等の取扱いについて

【報告第25号】

各種事務事業の取扱いについて

※報告第21号および第25号については、次頁以降に詳しく紹介します。

協議事項

合併協議会会計補正予算について協議し、協議第39号の協議事項が承認されました。

【協議第39号】

近江八幡市・安土町合併協議会

会計補正予算(第2号)について

(款)事業費(項)事業推進費(目)事業推進費において、合併をより一層周知するための広報活動を実施するため所要経費を精査し、需用費、委託料および備品購入費の各節間で予算の組み替えを行う。

※詳細については、ホームページ・情報公開コーナー等で閲覧ください。

合併協定書協定項目に関する調整状況

現在、近江八幡市・安土町では、第1～5回合併協議会において協議された合併協定書協定項目について、それぞれの調整方針に従い、各協定項目の調整を進めています。

第6回合併協議会では、これまでの各協定項目の調整状況について報告しました。ここでは、住民の皆様にとって身近な行政サービスについて、調整結果の一部をご紹介します。

今後、残りの項目につきましても調整が済み次第、お知らせします。

＜報告第21号関連（主なもの）＞

	詳細調整内容	備考
地方税	個人市町民税	現行のとおりです。 均等割：3,000円／年・人 所得割：課税所得金額の6%
	法人市町民税	均等割、納期については現行のとおりです。 法人税割：平成22年度は不均一課税とし、平成23年度より現在の近江八幡市の税率に統一
	固定資産税	税率については現行のとおりです。 税率1.4%。ただし、納期は近江八幡市の例によります。 (5,7,12,2月の各月末を納期限とする。)
	軽自動車税	税額については現行のとおりです。 ただし、納期は近江八幡市の例によります。 (5月末日を納期限とする。)
※個人市町民税、固定資産税は納期前納報奨金（30,000円を限度）があります。		

	詳細調整内容	備考
手数料	戸籍の謄本及び 抄本の交付手数料	現行のとおりです。 450円／1通
	住民票に関する交付手数料	現行のとおりです。 300円／1通
	一般廃棄物処理手数料	現行のとおりです。 (近江八幡市、安土町各区域で異なる。) 新市において調整。

＜報告第25号関連（主なもの）＞

🔍 消防に関する事項

常備消防、消防団	常備消防は、現行のとおり東近江行政組合消防本部が行います。 また、近江八幡市および安土町の消防団員は現在479人ですが、新市では定員を500人とし、消防力を強化します。
----------	---

🔍 生活環境に関する事項

ごみ処理	当面は両市町とも現行の「ごみ処理」や「収集回数」となります。 また、し尿処理や一般廃棄物最終処分場についても、当面は現行のとおりとなります。
------	---

🔍 健康福祉に関する事項

高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービスについては、引き続き現行の各種サービスを実施します。 また、安土町区域においても新たに次のサービスが利用できるようになります。 ●昼食・夕食の配食サービス（ただし、対象条件があります。）
-----------	--

介護保険料	当面は現在の両市町の基準保険料を引き継ぎ、平成24年度（第5期）から新たな基準保険料を設定します。
障がい者福祉サービス	障がい者福祉サービスについては、引き続き現行の各種サービスを実施します。 また、安土町区域においても新たに次のサービスなどが利用できるようになります。 ●声の広報等発行事業（視覚障がいの方へ声の広報を発行します。） ●中継サービス（FAX、メール）（聴覚障がいの方へ文字による情報を提供します。） ●福祉タクシー・自動車燃料費助成（屋外への移動が困難な方へ外出支援を行います。）
児童福祉サービス	児童福祉サービスについては、引き続き現行の各種サービスを実施します。 また、安土町区域においても新たに次のサービスが利用できるようになります。 ●すくすく育児支援金支給（第3子以降の新生児一人につき支給）
保育所保育料	近江八幡市の例により調整した結果、保育料を決定する階層（所得などにより分類）が変更となりますが、安土町区域の方については、現階層を新階層にあてはめると保育料が下がります。
国民健康保険料（税）	5年度以内に賦課方式を統一していきますが、平成22年度については不均一賦課となり、各市町の保険料算定額となります。
健康・医療に関するサービス	健康・医療に関するサービスについては保険給付をはじめ、福祉医療費助成や後期高齢者医療制度など、引き続き現行の各種サービスを実施します。 また、安土町区域においてもこれまで実施されていなかった多くのサービスが拡充されるとともに、所得制限などにより各種サービスの対象外となっていた方も一部のサービスにおいて対象となります。 （母子家庭福祉医療費助成、重度精神障がい者（児）福祉医療費助成など）

産業経済・都市建設に関する事項

各種計画	農林業をはじめ、観光、都市計画など新市の指針となる各種計画については、新市において新たに策定するものと現在の両市町の計画を調整していくものがあります。
労政に関する事業	労政に関する事業については、これまで両市町で実施してきた事業を引き続き実施します。 また、安土町区域においても新たに次の事業を実施します。 ●女性の社会進出推進研修 ●巡回職業相談
公営住宅	公営住宅の家賃については、現行のとおりです。入居申し込みの条件を満たしていれば、両市町が保有する公営住宅への新規入居が可能となります。
建築基準法・都市計画法などの関係事務	建築基準法や都市計画法などの関係事務については、安土町ではこれまで滋賀県が実施していましたが、合併後は新市において実施するため、よりスピーディーな事務処理となります。

🔍 上下水道に関する事項

水道料金・ 下水道使用料

水道料金については、現在の近江八幡市の料金体系となり、安土町区域においては家庭用の水道料金が現在より安くなります。

（例）4人家族の場合（64m³/2ヶ月）

	近江八幡市	安土町	新市
水道料金	9,807円	11,276円	近江八幡市の例に合わせる。

また、下水道使用料については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。

🔍 教育に関する事項

幼稚園の保育時間・ 授業料

幼稚園の保育時間や授業料については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。

通園・通学区域 および通学補助

通園・通学区域については、現行のとおりとなります。通園・通学バスや通学補助については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。

学校給食

学校給食については、現行のとおり実施します。

公民館

近江八幡市の中央公民館を除く各公民館については、コミュニティセンターとなります。安土町公民館については、現在、公民館機能などについて調整を進めています。

図書館

図書館については、合併に先駆けて10月23日より近江八幡市立図書館および安土町立図書館において共同利用を行い、利便性の向上を図りました。
現在、休館日や開館時間などについて調整をしています。

合併 Q&A

Q 新市の貯金と借金はどうか？

A 平成20年度決算でみると、単純合計ですが新市の積立金（貯金）と地方債残高（借金）は下記のとおりとなります。

■ 積立金の現在高（特別会計基金を含み、土地開発基金を除く。）

新市	約74億9千万円（約 91,300円）
近江八幡市	約58億7千万円（約 84,500円）
安土町	約16億2千万円（約129,400円）

■ 地方債残高（企業会計を除く。）

新市	約467億8千万円（約570,600円）
近江八幡市	約376億円（約541,300円）
安土町	約 91億8千万円（約733,200円）

※括弧内は、4月1日現在の人口をもとに計算した住民一人あたりの額になります。

合併後も住民の皆様と協働して住みよいまちづくりを進めてまいります。

合併協議会の情報はこちらからどうぞ

合併協議会の「会議録」と「会議資料」は、どなたでも閲覧することができます。閲覧を希望される方は下記の場所またはホームページをご覧ください。

○近江八幡市役所 1階 情報公開コーナー

○安土町役場 総務課

○合併協議会事務局 近江八幡市役所

西別館 2階

● 今後の合併協議会開催

スケジュール（予定）

第7回合併協議会

○日時：11月30日（月）15:00～

○場所：近江八幡市文化会館 小ホール

○協議会は傍聴できますが、会場の都合上、人数制限がございます。